

# 目 次

日本薬学図書館協議会会則	1
加入等に関する細則	6
理事・監事の選出手続に関する細則	7
理事の役務分担に関する細則	8
事務局の業務に関する細則	8
司書および主務者会議の細則	9
日本薬学図書館協議会研究集会の細則	9
雑誌問題検討委員会の細則	10
組織・制度委員会の細則	10
教育・研究委員会の細則	11
日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則	11
編集委員会の細則	12
広報委員会の細則	12
日本薬学図書館協議会北海道・東北地区協議会会則	13
日本薬学図書館協議会関東地区協議会会則	14
日本薬学図書館協議会東海地区協議会会則	15
日本薬学図書館協議会北陸・信越地区協議会会則	16
日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会会則	18
日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程	21

# 日本薬学図書館協議会会則

(昭和30年10月29日制定)

改正 平成 2年5月31日  
平成 3年5月31日  
平成 5年5月28日  
平成 9年5月30日  
平成12年5月26日  
平成13年6月 8日  
平成14年6月 7日  
平成15年6月 9日  
平成16年6月 8日  
平成17年6月 3日  
平成18年6月 9日  
平成19年5月25日  
平成20年6月13日  
平成21年7月17日  
平成23年5月27日

## [名称]

第1条 本会は、日本薬学図書館協議会、略称薬図協 (The Japan Pharmaceutical Library Association、略称JPLA) と称する。

## [事務局]

第2条 本会は、事務局を株式会社毎日学術フォーラム内に置く。

2 事務局の業務の細則は、別に定める。

## [目的]

第3条 本会は、薬学図書館事業の振興を図り、薬学教育および研究に寄与することを目的とする。

## [事業]

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、会員相互の協力により、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理、運用、技術に関する調査研究
- (2) 図書館資料の協定購入、協同目録作業、総合目録の作成
- (3) 情報資源 (資料) の収集、保存、交換、補充、相互利用等の協同事業
- (4) 内外関係諸団体との資料、情報の交換および協力
- (5) 機関誌「薬学図書館」の発行、薬学図書館に関する出版
- (6) 日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウムの企画、運営
- (7) 会員の職員の育成および資質の向上のために必要な学術 (研究) 集会、講習会、展示会等の研修事業の開催
- (8) その他目的を達成するために必要な事業

## [会員]

第5条 本会は、次の会員をもって組織する。

正会員A：薬学系の大学 (学部・学科) 図書館 (室) およびこれに準ずる研究所図書館 (室)

正会員B：薬学関連図書館 (室)

賛助会員：本会の事業を賛助する団体および個人

個人会員：本会の趣旨に賛同する個人

名誉会員：本会則第 25 条に定める個人

電子ジャーナル・コンソーシアム会員：正会員 A、B 以外の図書館

- 2 会員は、会費を納入しなければならない。ただし、名誉会員は、会費の納入を要しない。
- 3 正会員は、入会に際し、入会金を納入しなければならない。
- 4 会員の加入等に関する細則は、別に定める。

#### [役員]

第 6 条 本会に、次の役員を置く。

会長 1 名

理事 7 名以上 10 名以内

監事 2 名

評議員 本会則第 10 条 2 項に定める数

- 2 理事のうち、1 名を専務理事とする。

#### [役員を選任]

第 7 条 会長は、評議員会において第 8 条 4 項に基づく理事候補者のうちから候補者 1 名を推薦し、総会において選出する。

第 8 条 理事は、評議員会において正会員の職員、個人会員および学識経験者のうちから、各地区に配慮して定数を選出し、総会において承認をうける。

- 2 専務理事は、理事会の互選により選出する。
- 3 学識経験者からの理事の選出数は、3 分の 1 を超えないものとする。
- 4 その他、理事の選出手続に関する細則は、別に定める。

第 9 条 監事は、評議員会において正会員の職員および学識経験者のうちから定数を選出し、総会において承認をうける。

- 2 監事は、理事および評議員を兼ねることはできない。
- 3 その他、監事の選出手続に関する細則は、別に定める。

第 10 条 評議員は、各地区毎にその地区の正会員の機関の長または責任者（以下「館長」という。）および主任司書または実務責任者（以下「主任司書」という。）のうちから定数を互選し、総会において承認をうける。

- 2 前項の定数は、地区の正会員数の 10 分の 1 とし、端数は切り上げる。

#### [役員の欠員補充]

第 11 条 役員が定数より欠けたときは、速やかに補充するものとする。

- 2 会長、理事、監事の欠員は、理事会で候補者を推薦し評議員会で選出して補充する。
- 3 評議員の欠員は、地区で互選して補充する。

#### [役員任期]

第 12 条 役員任期は、1 期を 2 年とし、継続 3 期を上限とする。ただし、会長または理事会が指名し、評議員会および当該者が了承した場合は、その限りではない。

- 2 補充により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は所属機関を退職した場合には原則として退任するものとする。ただし会長はこの限りではない。

#### [役員職務]

第 13 条 会長は、本会を代表し、会務を統括する。

第 14 条 専務理事は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代行する。

第 15 条 理事会は会務を処理し、本会運営の責にあたる。

- 2 理事の役務分担は、会長が定める。

第16条 監事は、本会の会務および経理を監査する。

第17条 評議員は、評議員会を組織し、次の事項を評議する。

- (1) 理事会に対する要望または勧告に関する事項
- (2) 理事会より諮問を受けた重要案件に関する事項

[会議]

第18条 総会は、本会の最高意思決定機関であり、正会員をもって構成する。

- 2 総会は、会長が招集する。
- 3 定期総会は、毎年1回開催する。
- 4 正会員および理事会は、定期総会に議案を提案することができる。
  - (1) 正会員が議案を提出する場合、定期総会開催の1月以前に、提案しようとする議案に理由を示して、会長に提出しなければならない。
  - (2) 理事会は、正会員から提出された議案を検討し、必要があれば評議員会の議を経て、総会に諮る。
- 5 臨時総会は、次の各号の一に該当するときに開催する。
  - (1) 理事会が必要と認めたとき。
  - (2) 正会員の3分の1以上から、議案と理由を示して開催の請求があったとき。
  - (3) 監事が一致して開催を請求したとき。
- 6 総会の出席者は、正会員の館長および主任司書、または館長および主任司書の各々の委任を受けた者とする。
- 7 総会の議長は、出席している正会員の互選により選出する。
- 8 総会の議決は、1正会員1票とする。
- 9 賛助会員、個人会員および名誉会員は、総会に出席して意見を述べることができる。

第19条 総会は、次の事項を審議し、議決する。

- (1) 事業報告および収支決算に関する事項。
- (2) 事業計画および収支予算に関する事項。
- (3) 理事会において必要と認められた事項。

第20条 理事会は、理事をもって構成し、必要に応じて会長が招集し、その議長となる。

- 2 監事は、理事会に出席し、意見を述べるることができる。

第21条 評議員会は、評議員をもって構成し、理事会が必要と認めたとき、もしくは評議員の3分の1以上から開催の請求があったとき、会長が招集する。

- 2 評議員会は、毎年1回以上開催するものとする。
- 3 評議員会の議長は、評議員の互選による。
- 4 評議員会には会長、理事および監事は、出席するものとする。

第22条 司書および主務者会議は、正会員の司書および主務者をもって構成し、会長が招集する。

- 2 司書および主務者会議は、理事会の諮問機関として、薬学図書館事業推進の提言および図書館業務に関連した事項の協議・答申を行う。
- 3 司書および主務者会議の細則は、別に定める。

第23条 会議は、構成員の3分の2以上（委任状を含む）をもって構成し、すべての議事は、本会則に別段の定めがないときは、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

[委員会]

第24条 本会は、事業遂行上必要あるときは、専門事項処理のために、各種委員会を設けることができる。

- 2 委員会の活動は、理事会の指示に従い、活動結果は、理事会、総会に報告しなければならない。
- 3 委員の選任方法については、別に定める各委員会の細則に従う。

[名誉会員]

第25条 本会の活動に対して顕著な功績があった会員の職員および個人会員が退職または退会した場合、名誉会員として推戴することができる。

2 名誉会員は、理事会が推薦し、総会の承認をうける。

3 名誉会員は、総会および各種委員会等に出席して意見を述べることができる。

[地区]

第26条 本会は、事業遂行のため、次の地区に分ける。

(1) 北海道・東北地区

(2) 関東地区

(3) 北陸・信越地区

(4) 東海地区

(5) 近畿・中四国・九州地区

第27条 各地区は、地区協議会を設け、その発議によりまたは理事会の指示に従い、その地区の事業を遂行する。

[経費]

第28条 本会の経費は、本会会員の会費、入会金、資産または事業から生ずる収入および寄付金その他をもって充てる。

第29条 本会の会費は、年額次の通りとする。

(1) 正会員 A 50,000円

(2) 正会員 B 100,000円

(3) 賛助会員 20,000円(1口)、1口以上

(4) 個人会員 10,000円

(5) 電子ジャーナル・コンソーシアム会員 大学図書館等— 60,000円

企業図書館等— 110,000円

[事業および会計年度]

第30条 本会の事業および会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

[除名]

第31条 本会の趣旨に背く行為があった会員は、総会の議を経て除名することができる。

[細則]

第32条 本会は、必要に応じて理事会および評議員会の議を経て、細則を定めることができる。

[会則改正]

第33条 本会則の改正は、理事会において発議し、評議員会の議を経て、総会の議決を経なければならない。

[解散]

第33条 総会において、正会員の3分の2以上の同意を得なければ、本会の解散を議決することはできない。

附則

この会則は、昭和30年10月29日から施行する。

この会則は、平成2年5月31日から施行する。

この会則は、平成3年5月31日から施行する。

この会則は、平成5年5月28日から施行する。

この会則は、平成9年5月30日から施行する。

この会則は、平成12年5月26日から施行する。

この会則は、平成13年6月8日から施行する。

この会則は、平成14年6月7日から施行する。

この会則は、平成15年6月9日から施行する。

この会則は、平成16年 6月 8日から施行する。  
この会則は、平成17年 6月 3日から施行する。  
この会則は、平成18年 6月 9日から施行する。  
この会則は、平成19年 5月25日から施行する。  
この会則は、平成20年 6月13日から施行する。  
この会則は、平成21年 7月17日から施行する。  
この会則は、平成23年 5月27日から施行する。

## 加 入 等 に 関 す る 細 則

- 第1条 本会会則第5条4項に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 本会への加入は、本細則による。
- 第3条 加入資格の基準は、次の通りとする。
- (1) 正会員A：薬学系の大学（学部・学科）図書館（室）およびこれに準ずる研究所図書館（室）であり、本会事業に協力し得ること。
  - (2) 正会員B：薬学関連図書館（室）で、本会事業に協力し得ること。
  - (3) 賛助会員：本会の事業を賛助できること。
  - (4) 個人会員：薬学関係情報に関心があり、本会の趣旨に賛同できること。
  - (5) 電子ジャーナル・コンソーシアム会員：JPLA 電子ジャーナル・コンソーシアムに参加できること。
- 第4条 正会員への加入を希望する図書館（室）は、入会申込書に下記書類添付の上、当該機関の長から会長に申し込むものとする。
- (1) 職員名簿（履歴および資格等）
  - (2) 運営機構
- 第5条 理事会は、上記資料の審査を行い、加入資格を満たすと判断されるとき、入会を承認する。その結果は、総会に報告しなければならない。
- 第6条 正会員は、入会に際し、入会金10万円を納入するものとする。
- 第7条 賛助会員、電子ジャーナル・コンソーシアム会員および個人会員への加入を希望する団体および個人は、入会申込書に必要事項を記入の上、会長に申し込むものとする。
- 2 理事会は、前項の申込に対して加入資格を満たすと判断される場合には、入会を承認する。その結果は、総会に報告しなければならない。
- 第9条 会員が退会しようとするときは、文書をもって会長に届け出なければならない。
- 2 理事会は、前項の届出に対して承認するとき、当該会員にその旨を通知する。その結果は、総会に報告しなければならない。

### 附則

- この細則は、昭和51年4月1日から施行する。
- この細則は、平成9年5月31日から施行する。
- この細則は、平成13年6月8日から施行する。
- この細則は、平成14年7月6日から施行する。
- この細則は、平成15年6月9日から施行する。
- この細則は、平成19年5月1日から施行する。



## 理事の役務分担に関する細則

第1条 本会会則第15条2項に規定する理事の役務分担につき、本会会則第32条に基づいて、本細則を定める。

第2条 理事の役務分担は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外
- (2) 組織・制度
- (3) 財務
- (4) 教育・研究
- (5) 編集・出版
- (6) 広報

第3条 各役務分担が担当する各種委員会等は、次の通りとする。

- (1) 総務・渉外：司書および主務者会議、雑誌問題検討委員会
- (2) 組織・制度：組織・制度委員会
- (3) 財務
- (4) 教育・研究：教育・研究委員会、日本薬学会年会「薬学図書館協議会シンポジウム」企画・運営委員会
- (5) 編集・出版：機関誌「薬学図書館」編集委員会
- (6) 広報：広報委員会、要覧編集委員会

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

この細則は、平成13年7月19日から施行する。

この細則は、平成14年7月19日から施行する。

この細則は、平成19年5月1日から施行する。

## 事務局の業務に関する細則

第1条 本会会則第2条2項に基づいて、本細則を定める。

第2条 事務局の業務は、次の通りとする。

- (1) 総務（理事等の委嘱状、会議等の連絡・調整等の庶務的業務）
- (2) 財務（予算、決算、業務委託先との連絡・調整）
- (3) 渉外（各地区・各委員会との連絡・調整）
- (4) その他

第3条 事務局の業務は、その一部を外部に委託することができる。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

## 司書および主務者会議の細則

- 第1条 本会会則第22条3項に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 司書および主務者会議の議長は、出席する司書および主務者の互選による。
- 第3条 議案は前もって、理事会から提案する。
- 第4条 司書および主務者会議に正会員が議案を提案しようとする場合は、1月以前に議案に理由を示して、会長にて提出する。
- 第5条 議案の内容によっては、関係者および学識経験者の出席を求めて、意見を聞くことができる。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成13年6月8日から施行する。

## 日本薬学図書館協議会研究集会の細則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第32条に基づいて、本細則を定める。
- 第2条 本会加盟館(室)職員の資質の向上を計るとともに、研究発表のために毎年研究集会を開催する。
- 第3条 研究集会の企画は、担当理事および担当地区の協議による。
- 第4条 開催担当館は、各地区ごとに当番制とする。
- 第5条 研究集会の各地区の開催担当は、次の通りとする。
- (1) 関東地区および近畿・中四国・九州地区 3年に1回
  - (2) 北海道・東北地区、東海地区、北陸・信越地区 9年に1回
- 第6条 研究集会の開催順序は、次の通りとする。
- (1) 関東地区
  - (2) 近畿・中四国・九州地区
  - (3) 東海地区
  - (4) 関東地区
  - (5) 近畿・中四国・九州地区
  - (6) 北陸地区
  - (7) 関東地区
  - (8) 近畿・中四国・九州地区
  - (9) 北海道・東北地区
- 以下、この順序の繰返しとする。
- 第7条 開催経費は、会費徴収により運営し、本会から補助を行うものとする。
- 第8条 開催担当館は、開催経費の決算報告を会長に提出する。
- 第9条 開催担当館への依頼は、会長が行う。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成22年4月28日から施行する。

## 雑誌問題検討委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(2)(3)(4)の目的を達成するため、本会会則第24条に基づいて、雑誌問題検討委員会を設置する。
- 第2条 雑誌問題検討委員会は、各館の協力のもとに雑誌に関する諸問題解決のために活動を行う。
- 第3条 雑誌問題検討委員は若干名とする。
- 第4条 雑誌問題検討委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 雑誌問題検討委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 雑誌問題検討委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 雑誌問題検討委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成13年1月31日から施行する。

## 組織・制度委員会の細則

- 第1条 本会会則第22条に基づいて、組織・制度委員会（以下、委員会という）を設置する。
- 第2条 委員会は、各館の協力のもとに協議会の組織及び制度に関する諸事項について審議し、理事会に提言・答申することを目的とする。
- 第3条 委員は、若干名で構成する。
- 第4条 委員の選出は、委員会の推薦による。
- 第5条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成22年10月27日から施行する。

## 教 育 ・ 研 究 委 員 会 の 細 則

- 第1条 本会会則第4条(7)の目的を達成するため、本会会則第24条に基づいて、教育・研究委員会を設置する。
- 第2条 教育・研究委員会は、各館の協力のもとに研究集会、研修会および総会講演等の内容に関する企画およびスケジュール作成を行なう。
- 第3条 教育・研究委員は若干名とする。
- 第4条 教育・研究委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 教育・研究委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 教育・研究委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 教育・研究委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

## 日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会の細則

- 第1条 本会会則第4条(6)の目的を達成するため、本会会則第24条に基づいて、日本薬学会年会「薬学図書館協議会」シンポジウム企画・運営委員会を設置する。
- 第2条 企画・運営委員会は、各館および薬学図書館関連機関等の協力のもとで、「薬学図書館協議会」シンポジウムを開催することを目的とする。
- 第3条 企画・運営委員は、若干名とする。
- 第4条 企画・運営委員の選出は、各館からの推薦および理事会等の指名による。
- 第5条 企画・運営委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 企画・運営委員会の委員長は、役員から選出し、副委員長は、開催地区から選出することを原則とする。  
また、企画・運営委員のうちから幹事を1名選出する。
- 第7条 企画・運営委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成9年5月30日から施行する。

この細則は、平成14年4月25日から施行する。

## 編 集 委 員 会 の 細 則

- 第1条 本会会則第4条(4)および(5)の目的を達成するため、本会会則第24条に基づいて、編集委員会を設置する。
- 第2条 編集委員会は、各館の協力のもとに、機関誌「薬学図書館」・要覧・雑誌所在目録等の編集・出版を行う。
- 第3条 編集委員は、若干名とする。
- 第4条 編集委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 編集委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 編集委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 編集委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成 9年 5月 30日から施行する。  
この細則は、平成 10年 9月 1日から施行する。

## 広 報 委 員 会 の 細 則

- 第1条 本会会則第3条の目的を達成するため、本会会則第24条に基づいて、広報委員会を設置する。
- 第2条 広報委員会は、各館の協力のもとに薬図協の広報活動、ホームページの管理・運営および会員の拡充等を行なう。
- 第3条 広報委員は若干名とする。
- 第4条 広報委員の選出は、各館からの推薦および委員会の推薦による。
- 第5条 広報委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 第6条 広報委員会の委員長は、委員の互選による。
- 第7条 広報委員は、会長が委嘱する。

### 附則

この細則は、平成10年9月1日から施行する。

日本薬学図書館協議会  
北海道・東北地区協議会会則

[趣旨]

第1条 この会則は、日本薬学図書館協議会会則第26条に基づき、日本薬学図書館協議会 北海道・東北地区協議会（以下「本会」という）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

[目的]

第2条 本会は、日本薬学図書館協議会の事業を補佐し、地区活動の円滑な運営をはかることを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 日本薬学図書館協議会の指示する事業
- (2) その他目的達成のための事業

[組織]

第4条 本会は、日本薬学図書館協議会加盟の、北海道・東北地区加盟館をもって組織する。

[幹事館]

第5条 本会に幹事館を置く。

- 2 幹事館は、持ち回りとし、その任期は2年とする。
- 3 幹事館は、本会を代表し対外的な交渉・連絡にあたり、本会事業を執行する。

[総会]

第6条 本会総会は、幹事館が召集し、年1回開催するものとする。ただし、必要ある時は臨時に開催することができる。

2. 総会の議長は、幹事館があたる。
3. 総会は、加盟館総数の3分の2以上の出席をもって成立し、議決は出席館の過半数の同意によって決定する。

[会計]

第7条 本会の経費は、日本薬学図書館協議会の地区運営費をもってあてる。

2. 本会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

[会則の変更]

第8条 本会会則の変更は、総会で加盟館の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

この内規は、平成14年4月1日から施行する。

日本薬学図書館協議会  
関東地区協議会会則

[名称]

第1条 日本薬学図書館協議会会則第26条に基づき、地区協議会を設け、日本薬学図書館協議会関東地区協議会(以下「地区会」という)と称する。

[構成]

第2条 地区会は、日本薬学図書館協議会(以下「協議会」という。)加盟の関東地区会員(以下「会員」という。)をもって構成する。

[目的]

第3条 地区会は、会員相互の緊密なる連絡と協力により、協議会の諸事業を補佐し、薬学図書館の振興をはかることを目的とする。

[事業]

第4条 地区会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 2 協議会の指示する事業
- 3 その他目的を達成するために必要な事業

[事務所]

第5条 地区会の事務所は、当番館に置く。

[当番館、協力館及び監査館]

第6条 地区会運営のために、当番館1館、協力館若干館及び監査館を置く。

第7条 当番館、協力館及び監査館は、地区会議(以下「会議」という。)で互選する。当番館は協力館から選出され、任期は1年とする。協力館及び監査館の任期は2年とする。

第8条 当番館は、地区会を代表し対外的な交渉連絡に当たり、地区会事業を執行する。また必要に応じ会議を開催する。

第9条 協力館は、当番館を補佐し、当番館に事故あるときはその職務を代行する。

第10条 監査館は地区協議会の監査を行う。

[会議]

第11条 会議は、年1回以上開催する。

- 2 会議の議長は、当番館が当たる。
- 3 会議は、会員総数の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は、出席者(委任状を含む)の過半数の同意によって決定する。但し、議決権は1館1票とする。

[会計]

第12条 地区会の経費は、協議会地区運営費をもってあてる。会計年度は、協議会の会計年度に準ずる。

[会則の変更]

第13条 この会則の変更は、会議で会員総数の3分の2以上の同意をもって決定する。

附則

この会則は、昭和53年4月1日から施行する。

平成元年5月10日会則一部改正。

日本薬学図書館協議会  
東海地区協議会会則

[名称]

第1条 本会は日本薬学図書館協議会会則第26条及び第27条に基づいて設置され、日本薬学図書館協議会東海地区協議会（以下「本会」という。）という。

[目的]

第2条 本会は、東海地区薬学図書館事業の振興を図り、日本薬学図書館協議会の事業を補佐し、薬学教育及び研究に寄与することを目的とする。

[事業]

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理、運用技術に関する調査、研究
- (2) 図書館資料の協定購入、共同目録作業、総合目録の作成
- (3) 図書文献の交換、補充、相互貸借、複写利用等の協調斡旋
- (4) 内外関係諸団体との資料、情報の交換及び連携
- (5) 研究会、講習会、展示会等の開催
- (6) その他目的達成のための事業

[組織]

第4条 本会は、日本薬学図書館協議会加盟の東海地区正会員A及び正会員Bをもって組織する。

[当番館]

第5条 本会に、当番館を置く。

- 2 当番館は、総会で互選し、その任期は1年とする。ただし、再任することができる。
- 3 当番館は、総会決定事項及び庶務に関する一般事項を処理する。

[総会]

第6条 本会の定例総会は、毎年1回当番館が召集して開くものとする。ただし、必要に応じて臨時総会を開くことができる。

- 2 総会の議長は、当番館の館長をもって充てる。
- 3 総会の票決権は、1館1票とし、議決を要する事項は、出席館（委任状を含む）の過半数の同意によって決定する。ただし、可否同数の場合は、議長がこれを決定する。

[会計]

第7条 本会の経費は、日本薬学図書館協議会の地区運営費によってまかなわれる。

[会計年度]

第8条 本会の会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

[会則の変更]

第9条 本会則の変更は、総会に諮らなければならない。その決定は、出席館（委任状を含む）の3分の2以上の賛成を要する。

[附則]

第10条 本会則は、昭和52年4月1日から実施する。

附則

この会則は、平成3年11月28日から施行する。  
この会則は、平成10年11月30日から施行する。  
この会則は、平成12年11月24日から施行する。

日本薬学図書館協議会

北陸・信越地区協議会会則

[名称]

第1条 日本薬学図書館協議会（以下「協議会」という。）会則（以下「会則」という。）第26条および第27条に基づき設置し、日本薬学図書館協議会北陸・信越地区協議会（以下「地区会」という。）と称する。

[構成]

第2条 地区会は協議会会則の第26条の(3)に定める北陸・信越地区の加盟館（以下「会員」という。）をもって構成し、構成員は次の通りとする。

- ・ 富山大学医薬学図書館
- ・ 新潟薬科大学図書館
- ・ 北陸大学ライブラリーセンター薬学部分館
- ・ 富山化学工業株式会社総合研究所図書室
- ・ キッセイ薬品工業株式会社中央研究所図書室

[目的]

第3条 地区会は会員相互の緊密な連絡と協力により地区会の振興と親睦をはかり、合わせて協議会の事業を補佐し、薬学教育および研究に寄与することを目的とする。

[事業]

第4条 地区会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 研究会、講習会等の開催
2. 薬学系図書館の管理、運営、技術、知識および情報に関する調査研究
3. 内外関係諸団体との情報の交換および研究会等の連携
4. 協議会が定める研究集会および諸事業
5. その他、目的を達成するために必要な事業

[当番館および事務局]

第5条 地区会の運営を次のように行う

1. 地区会の運営のために当番館を置き、事務局は当番館の所在地に置く。地区の代表者は当番館の館長またはこれに代わるものが、その任にあたる。
2. 当番館の任期は2年とし、担当の順番については第2条の順番とする。ただし、地区会加盟館の過半数の同意により順番を変更することができる。
3. 当番館は地区会を代表し、以下に掲げる事務を行う。
  - ア. 協議会との連絡、報告
  - イ. 地区会の第6条に定める会議の主宰
  - ウ. 地区会の庶務、会計
  - エ. その他、地区会に関する事項
4. 会則第10条に定める評議員は、当番館から選出する。
5. その他、必要事項は細則によるものとする。

[会議]

第6条 地区会の会議開催は次のように行う

1. 地区会の会議は1年に一度開催することを原則とし、必要に応じて臨時会議を開催することができる。会議は当番館が招集する。

2. 会議の議長および運営は当番館があたる。
3. 会議は会員総数の3分の2以上をもって成立し、議事は出席者の過半数以上の同意を持って決定する。出席および議事には委任状を含めるものとする。ただし、議決権は1館1票とし、可否同数の場合は議長がこれを決定する。

[会計]

第7条 地区会の経費は、協議会の運営費をもって充てる。

会計年度は毎年4月1日から始まり、翌年の3月31日に終わる。

[会則変更]

第8条 この会則の変更は会議により、会員総数の3分の2以上の同意をもって行う。

附則

この会則は平成13年10月12日から施行する。

この会則は平成15年9月19日から施行する。

この会則は平成20年6月25日から施行する。

日本薬学図書館協議会  
近畿・中四国・九州地区協議会会則

昭和45年4月1日制定  
昭和62年7月10日改正  
平成3年6月20日改正  
平成11年5月20日改正  
平成12年5月18日改正  
平成21年7月17日改正

[名称]

第1条 本会は日本薬学図書館協議会会則第26条に基づき設けるもので、日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会と称する。

[目的]

第2条 本会は近畿・中四国・九州地区の薬学図書館事業の振興と親睦をはかり、あわせて薬学教育および研究に寄与する事を目的とする。

[事業]

第3条 本会は前条の目的を達成するために、地区の独自性に配慮しつつ、日本薬学図書館協議会（以下「薬図協」という。）会則第4条に準じ、次の事業を行う。

- (1) 薬学図書館の管理・運営・技術に関する調査研究
- (2) 図書館資料の協定購入・共同目録作業・総合目録の作成
- (3) 図書文献の交換・補充・相互貸借・複写利用等の共同斡旋
- (4) 内外関係諸団体との資料・情報の交換および連絡
- (5) 研究会・講習会・展示会などの開催
- (6) その他目的達成のために必要な事業

[構成]

第4条 本会は薬図協加盟の近畿・中四国・九州地区会員をもって構成する。

[役員]

第5条 本会に次の役員を置く。

幹事館 1  
副幹事館 1  
監査館 1

- 2 役員は総会において選出する。
- 3 幹事館は本会を代表し、対外的な交渉・連絡にあたり、本会事業を執行する。
- 4 副幹事館は幹事館を補佐し、幹事館が特別な理由のためその職務が遂行できない事態が生じたときは、これを代行する。
- 5 監査館は本会の会計を監査する。

第6条 役員任期は一年とし、再任を妨げない。

[事業所]

第7条 本会の事務所は幹事館内に置く。

[総会]

第8条 総会は幹事館が招集し、年1回開催するものとする。ただし、必要あるときは臨時に開催することができる。

- 2 総会の議長は幹事館の館長またはこれに準ずる者があたる。
- 3 総会は正会員総数の3分の2以上（委任状を含む。）の出席をもって成立し、議決は出席者の

過半数の同意によって行う。可否同数のときは議長がこれを決する。

なお、議決権は1館1票とする。

- 4 正会員の3分の2以上の請求があるときは、幹事館はすみやかに臨時総会を開催しなければならない。

[決議録]

第9条 本会に決議録を備え、その作成および保管は幹事館が行う。

[委員会]

第10条 本会には総会の同意を得て、地区事業達成上必要な委員会を置くことができる。

2 委員会に委員長と副委員長を置く。委員長は委員会を代表し、これを取りまとめ、副委員長は委員長を補佐する。

3 委員会を構成する委員およびその人数・名称については、委員会の性格に基づき、総会において決定する。

ただし、委員長と副委員長については総会において選任し、議長の名において委嘱することができる。

4 議決および決議録等本委員会の運営に関することは、本会則第8条ならびに第9条に準ずるものとする。

ただし、議決権は1委員1票とする。

[会計]

第11条 本会に会計館を置き、幹事館または副幹事館はこれを兼ねることができる。

第12条 本会の経費は薬図協から配分される地区運営費および寄付金その他をもって充て、会計年度は薬図協の会計年度に準ずる。

[会則の変更]

第13条 本会則を変更するときは、総会で出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。

附則

本会則は昭和45年4月1日から実施する。

本会則は昭和62年7月10日から実施する。

本会則は平成3年6月20日から実施する。

本会則は平成11年5月20日から実施する。

本会則は平成12年5月18日から実施する。

本会則は平成21年7月17日から実施する。

## 「地区運営委員会」細則

### [名称]

第1条 日本薬学図書館協議会近畿・中四国・九州地区協議会（以下、地区協議会という）会則第10条により、地区運営委員会を設置する。

### [目的]

第2条 本委員会は地区協議会の運営・活動を円滑化することを目的とする。

### [任務]

第3条 本委員会は幹事館を補佐し、地区活動で計画の推進を支援する。

### [役員]

第4条 地区協議会会則第10条第2項に基づき、本委員会に委員長と副委員長とを置く。

- 2 委員長は幹事館より選出する。ただし、幹事館に不都合があるときは、幹事館が委員長を指名することができる。

### [委員]

第5条 委員の選出は、地区協議会会則第10条第3項による。

運営委員は若干名とし、本年度、前年度、次年度の幹事館、および本年度監査館および正会員Bの中から1館を含むものとする。なお、必要に応じ地区選出の理事および評議員に出席を要請するものとする。

- 2 必要あるときは、欠員補充に限り委員長が任命することができる。
- 3 欠員補充により就任した委員の任期は、前任者の残存期間とする。

### [会議]

第6条 委員会は委員長が招集する。

- 2 委員会は委員長が議長となる。
- 3 委員会は委員数の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 4 議決は出席者の過半数の同意をもって決定し、賛否同数の場合は議長がこれを決定する。
- 5 委員会は議事録を作成し、その作成は委員長が行う。

### [細則の変更]

第7条 本細則を変更するときは、総会の議を経なければならない。

### 附則

本細則は平成5年5月13日より施行する。

本細則改正は平成7年5月11日より施行する。

本細則改正は平成19年5月18日より施行する。

本細則改正は平成21年7月17日より施行する。

# 日本薬学図書館協議会所有電子媒体資料利用規程

平成12年5月26日制定

## [目的]

第1条 この規程は日本薬学図書館協議会（以下本会）が所有する電子媒体資料（以下資料）の利用について必要な事項を定める。

## [資料の種類]

第2条 利用対象資料は次に掲げる各号とする。

- (1) 薬学図書館雑誌目録
- (2) 加盟館員名簿
- (3) その他本会が所有する資料

## [利用の範囲]

第3条 利用できる範囲は次に掲げる各号とする。

- (1) 図書館活動に使用する印刷物（目録等）の作成
- (2) 図書館活動に使用する各種電子媒体（CD-ROM等）の作成
- (3) 図書館活動に関する調査、研究のための利用
- (4) その他図書館活動あるいは学術に関わる目的を有するもの

## [利用資格]

第4条 第2条の資料を利用できる者は次に掲げる各号とする。

- (1) 協議会会員（会員機関の職員を含む）
- (2) 前項以外の図書館等の機関あるいは学術に関わる団体等

## [利用の申請]

第5条 利用しようとする者は、別紙様式による利用申請書を協議会事務局（以下事務局）に提出するものとする。

- 2 図書館等の機関あるいは団体による申請はその長または実務責任者が行うものとする。

## [利用の承認]

第6条 申請に対しては事務局が利用の可否を決定するものとする。ただし事務局は必要に応じて出版担当理事あるいは理事会に可否の判断を委ねることができる。

- 2 事務局は利用承認後、理事会に報告するものとする。

## [著作権および遵守事項]

第7条 資料の著作権は協議会に属する。

- 2 利用者は資料の利用にあたって次に掲げる事項を遵守しなければならない。
  - (1) 申請した利用目的以外の目的のために使用しないこと。
  - (2) 営利を目的として利用しないこと。
  - (3) 資料を転貸また譲渡しないこと。
  - (4) その他著作権に関わる事項を侵害しないこと。

## [製作物の提出]

第8条 利用者は、資料を利用して作成した印刷物、各種電子媒体、調査・研究成果の報告書等1部を事務局へ提出するものとする。

## [利用承認の取消等]

第9条 理事会は、第7条に定めるところに違反した利用者に対して、利用承認を取り消しまたはその利用を停止することができる。

## [経費の負担]

第10条 資料の利用は有料にする場合がある。

2 複製のための補助記憶装置は、原則として利用者が準備するものとする。

[改廃]

第11条 この規程の改廃は、理事会の議を経て行う。

附則

この規程は平成12年5月26日から施行する。